

島根県農業経営基盤強化促進基本方針

令和5年4月

島 根 県

島根県農業経営基盤強化促進基本方針

目 次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向	
1 本県農業・農村の目指すべき方向	1
2 担い手育成に関する基本的方向	1
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	1
(2) 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成	2
(3) 担い手育成を進めるための取組	2
3 担い手育成に関する目標	3
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的水準	3
(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	3
(3) 農用地の利用集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	3
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
(1) 新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	4
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	4
第2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等を育成するために必要な事項	
1 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	5
2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	5
(1) 地域計画推進事業	5
(2) 農用地利用改善事業	5
3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	5
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための取組	6
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための取組	6
(2) 県内の関係機関の役割分担	6
5 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組	7
(1) 青年等就農計画制度の普及	7
(2) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導	7
(資料)	
効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業・農村の目指すべき方向

島根県の農業産出額は、1,039億円を記録した昭和59年をピークに減少に転じ、近年はピーク時の6割前後で推移している。同じ期間に全国の農業産出額の減少が約2割に留まっていることを考慮しても、農業生産の縮小傾向が顕著である。

これまでの島根県の農業は、気象や土壌等の条件が適していることもあって長年米づくりを主体としてきたが、米の消費減少や価格低迷が続く中で、農業全体の活力が低下し、新たな担い手も十分に確保できないという状況が続いている。

このような状況を打開し、持続可能で活力ある農業・農村を実現するためには、県内各地域において、農地の生産性を上げ、意欲のある担い手が生産の大宗を占める農業構造を実現していく必要がある。そのため、県の農地の生産性・収益性を全国レベルまで押し上げ、可能な限り早期に農業産出額100億円増を目指す。

こうした目標達成のために今後次のような取組を進める。

ア 収益性の高い農業への転換

水田園芸の取組を県全体で強力に推進し、県内の農地の大部分を占める水田の収益性を高める。

「作ったものを売る」ではなく「売れるものをつくる」というマーケットインの発想の基、持続的な産地づくりを進める。

イ 島根県の強みを活かした特色ある生産と販売の促進

美味しまね認証（GAP）の普及と、有機農業の拡大を進める。

ウ 地域を支える中核的な担い手の確保

地域の中核となる担い手の確保に向け、農林大学校の機能の拡充、新規就農者に対する支援の充実、経営発展に向けたサポートの強化を図る。

また、地域の農業者を巻き込んで新たな産地の核となる企業的経営体の誘致や、地域の農業を維持・発展させる集落営農の取組を促進する。

2 担い手育成に関する基本的方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、水田園芸や有機野菜などの産地づくりと一体となった担い手づくりや、地域が必要とする多様な担い手の育成を図る。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 新規自営就農者の確保及び育成

島根県農業が維持・発展していくためには、今後地域の担い手として期待される認定新規就農者の確保・育成が重要である。

UIターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化していく。

イ 認定農業者の育成

地域農業の維持・発展に大きく関わる認定農業者は、地域の中核的な担い手として他産業並みの所得確保に必要な販売額1,000万円以上の経営体に育成していく必要があるた

め、規模拡大や高収益作物の導入、労力補完の仕組みづくり等の経営改善支援を強力に進める。

ウ 集落営農の育成

本県において、集落営農組織は地域営農の維持に必要な存在であり、組織の継続性を高めていくためには集落営農組織が「米依存」から脱却し、収益性を高め、組織を支える担い手の確保が可能となるような経営を実現していく必要がある。

そのため、水田園芸をはじめとする経営の多角化や、組織の法人化、他の集落営農組織等との連携(広域連携)など様々な手法を組み合わせることで経営の改善を進める。

(2) 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成

県内約3,000の農業集落の3分の1を超える約1,100集落で担い手不在の状況が続いている。

このような中で、認定農業者や集落営農組織等の確保・育成に加えて、これまでの枠を超えて、定年等帰農者や半農半X実践者等の年齢や農業経営の規模によらず「地域が必要とする多様な担い手」を確保・育成し、担い手不在集落の解消を図る。

(3) 担い手育成を進めるための取組

ア 美味しまね認証を核としたGAPの推進

GAPの取組は、農業経営上のリスク対策、生産コスト削減等、経営改善の有効な手法であり、農業経営に必要な不可欠な取組である。このため、担い手が「美味しまねゴールド」を含む「国際水準GAP」認証を取得する環境づくりを進め、安定的な農業経営の実現に取り組む。

イ スマート農業の推進

担い手の経営改善にとって有効な技術が円滑に導入されるよう、国や民間企業が開発を進めるスマート農業技術を評価・分析しながら、本県に適した技術の導入、定着を進める。

ウ 担い手に対する支援施策の拡充

規模拡大や生産性向上を図ろうとする担い手に対しては、市町村と連携して国庫補助事業の活用も勧め、新規就農者の経営開始や認定農業者の規模拡大に必要な投資負担を軽減する。

エ 農業経営相談所

農業経営相談所において、農業経営の法人化、円滑な経営継承、経営改善等の多様な経営課題に的確に対応していくため、関係機関で支援チームを設置し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導その他支援を行うことで、その取組を促進する。(農業経営基盤強化促進法第11条の11第1号関係)

オ 女性の活躍推進

農業生産の重要な担い手であることから、女性の起業化促進を図る。また、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

3 担い手育成に関する目標

今後 10 年間に於いて育成すべき農業経営の基本となる水準や指標とこれら農業経営を営む者に対する農用地の集積目標を次のとおりとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的水準

農業経営の基本的水準については、各地域における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

年間所得	概ね 400 万円(主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間(主たる農業従事者 1 人当たりの労働時間)

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

具体的な営農類型等の農業経営の基本的指標については、別表のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

(3) 農用地の利用集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標及び農用地の集約化についての目標は、次のとおりとする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標

地 域	県内全域
集積率の目標	概ね 67%※

※効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の集積率の目標は、国全体の集積目標「担い手に全農地の 8 割を集積」を達成するため、国が平成 25 年度に各都道府県に割り当てた集積面積をもとに算定したものである。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の集約化についての目標

市町村が策定する地域計画の実現に向け、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地が面的に集積されるよう、農地中間管理機構を軸としながら、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組む。

<参考>

本集積目標の対象とする経営体は、認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、市町村基本構想基準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農組織とする。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

新規就農者は、就農希望者への支援を拡充した平成 25 年以降、毎年 160 人以上で推移しているが、そのうち自営就農者は約 3 割にとどまっている。

農業産出額 100 億円増を実現していく上で必要な担い手を確保するため、認定新規就農者を毎年 60 人以上確保することを目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

農業を職業として選択するに足りる魅力とやりがいのあるものとする観点から、主たる従事者 1 人あたりの年間労働時間は、2,000 時間程度を目標とする。また、年間総所得は、地域の同世代の者と遜色のない年間所得を実現すると同時に、将来の効率的かつ安定的な農業経営を想定したものとして、概ね 280 万円程度(3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 7 割程度の農業所得)を目標とし、可能な限り早期に効率的かつ安定的な農業経営となるよう所得 400 万円の実現を目指す。(具体的な基本的指標は別表のとおり。)

この目標達成には就農時の年齢や家族構成、就農地域、既存の経営基盤活用の有無、経営作目により大きく異なるので、次の事項に留意しながら経営の発展段階、技術・経営力に見合った経営規模と就農時の生活に要する所得水準等も勘案し、実現可能な目標を設定する。

ア 青年等が新たに農業経営を開始するのにあたっての技術・経営能力、資金の確保等からみた適切な経営規模

イ 果樹や畜産等生産が所得に結びつくまでに年月を要するもの、比較的早期から所得を上げることができるもの等それぞれの経営部門の特性

ウ 中山間地域と平場地域等の自然条件、社会条件等の違い

第2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等を育成するために必要な事項

1 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11第1号から第3号に規定された業務(農業経営・就農支援センター業務)を行う体制を整備する。

農業経営基盤強化促進法第11条の11第1号は農業経営相談所が、第2号及び第3号は公益財団法人しまね農業振興公社が担うこととする。

各地域においては、「地域農業再生協議会」や「地域担い手育成総合支援協議会」(以下「地域協議会」という。)を主体に推進体制を整備し、農業・農村対策の戦略的な推進機能の強化、農業振興目標の設定、その達成のための各種事業の連携実施等の具体的な取組についての合意形成と進行管理を効率的に行うものとする。

また、地域協議会は、市町村が中心となって進める地域計画策定に向けた地域の農業者等の話し合いを支援し、地域の農業の将来方向と育成すべき農業経営体の姿を明確化し、新規就農者、認定農業者、集落営農組織、多様な担い手(以下「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等」という。)の確保・育成を図る。

さらに、地域の重点指導農業者に対する伴走支援や自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成に必要な生産方式や経営管理の合理化、農業従事の態様の改善などを指導するとともに、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化を図る。

2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の育成を図り、第1の3の(3)の農用地の利用集積目標を達成するために、地域計画推進事業等の農業経営基盤の強化促進のための措置を講じ、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積を図る。

(1) 地域計画推進事業

地域計画推進事業については、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえて地域計画を定める中で、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の確保・育成の仕組みづくりについて話し合い、地域農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確にする。また、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

(2) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、農用地利用改善団体が地域全体の農用地の効率的かつ総合的な利用を図ることを目的として、地域における農地の計画的利用の合意形成を図る中で(地域計画の区域内に含まれる場合は当該地域計画の達成に資するよう)、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を促進する。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公

益財団法人しまね農業振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

- ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、アに掲げる事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して、新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修その他の事業

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための取組

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための取組

地域協議会が中心となって就農相談から経営安定に至るまでの総合的な支援の拡充を図り、次の事項を重点的に推進することにより新規就農者の確保を図る。

- ア 「包括的就農パッケージ」を活用したUIターン就農者及び新規参入者の就農促進
- イ 新規就農者に対する研修経費の助成及び就農用施設等整備への支援
- ウ 雇用就農から独立自営就農を目指す者の確保・育成への支援
- エ 営農開始から早期経営安定のための技術・経営方法の習得や研修機会の提供などの指導・支援
- オ 関係機関で構成する「サポートチーム」による経営改善の支援

(2)県内の関係機関の役割分担

ア 県は、公益財団法人しまね農業振興公社を島根県青年農業者等育成センター(以下「育成センター」という。)として就農促進のための拠点と位置づける。(農業経営基盤強化促進法第11条の11第2号及び第3号関係)

イ 県は、青年等の就農促進及び育成に関する総合的な企画・調整を行い、育成センター、地域協議会等関係機関と連携の上、円滑な推進を図る。

また、県立農林大学校は、新規就農者の就農後の経営安定を進めるため、将来農業経営者として必要な能力を総合的に身につけることができるよう、栽培技術だけではなく、経営全般に必要な知識を習得する講座等を実施する。

さらに、隠岐支庁及び農林水産振興センターは、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、UIターン就農者及び新規参入者等の就農相談、就農計画の作成指導、研修先の選定、技術・経営に関する指導、就農計画達成のための濃密指導等に努めるとともに、地元関係機関・団体の就農促進関係業務への助言・指導等を行う。

ウ 公益財団法人しまね農業振興公社は、育成センターとして関係機関・団体の参画を得つつ積極的な就農支援活動を展開する。

特に、UI ターン就農者及び新規参入者に対して各種の支援制度を紹介するほか、関係機関との連携を密にし広範な支援活動を行う。

エ 一般社団法人島根県農業会議は、市町村農業委員会等と連携の上、農地等に関する情報収集に努め、新規就農者に対する情報の提供、相談、斡旋等を行う。

オ 地域協議会は関係機関や生産者組織等と連携し、地域における就農希望者への相談体制及び新規就農者への指導体制等、地域一体となって新規就農者を育む体制整備に努める。

カ 市町村は「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置づけるよう努めるとともに、意欲ある新規就農者に対しては国の新規就農者育成総合対策や青年等就農資金の活用を支援する。

キ 農業協同組合は、地域農業の動向や農業者の的確な意向把握に努め、新たに農業経営を営もうとする青年等の技術習得や生産活動、販売活動等が効率的かつ円滑に展開されるよう指導支援に努める。

5 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(1) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

また、市町村は青年等就農計画の認定を行った場合、県及び育成センターほか関係機関に、認定した青年等就農計画を送付し、情報共有を行い、関係機関で連携した支援を行うものとする。

(2) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・隠岐支庁及び農林水産振興センター・農協・研修受入経営体等の関係機関・団体等が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画作成できるよう計画的に誘導する。